衆議院法務委員会ニュース

平成 29.4.19 第 193 回国会第 11 号

4月19日(水)、第11回の委員会が開かれました。

- 1 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第64号)
 - ・安倍内閣総理大臣、金田法務大臣、盛山法務副大臣、岸外務副大臣、木原財務副大臣、義家文部科学副大臣、井野法 務大臣政務官、武井外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

(質疑者及び主な質疑内容) (ここから内閣総理大臣出席)

宮 崎 政 久君(自民)

・過去には日本でオウム真理教による地下鉄サリン事件が起こり、国際社会を見ても、現在テロが頻発し、多数の被害が発生している中で、本法案を提出した意義及び目的並びに今国会で本法案を成立させる必要性について、安倍内閣総理大臣に伺いたい。

國 重 徹君(公明)

・本法案が成立した場合に、運用上の課題として、捜査権が濫用され、不当な人権侵害が起こることがないよう、内閣の最高責任者として、違法な捜査を防止し、 捜査権を適切に行使するようリーダーシップをとっていただきたいと考えているが、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。

山尾志桜里君(民進)

- ・本法案の目的として、テロの未然防止ということが言われているが、第一次安倍政権の時にも、テロ対策を講じる必要性はあったはずであり、どうして第一次安倍政権当時、本法案が提出されなかったのか、安倍内閣総理大臣に伺いたい。
- ・テロ等準備罪の対象犯罪として、刑法の墳墓発掘死体 損壊や、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の無許可 廃棄物処理業といったものが挙げられているが、この ようなものを対象とすることでテロを予防することが できるのか、安倍内閣総理大臣に伺いたい。
- ・我が国がまだ締結していない五つのテロ関連条約を締結することや、空港におけるテロ対策について、その責任主体を民間から国に移すという国際的な動きに我が国も対応するなどといったことが、真面目なテロ対策であると考えるが、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。

藤野保史君(共産)

・警察による通常業務の一環として、組織的犯罪集団に 属していない一般の人々に対する監視、情報収集が行 われている状況で、共謀罪が成立したら、警察による 通常業務と犯罪捜査が一体化し、監視社会となってし まうことが懸念されるが、安倍内閣総理大臣の見解を 伺いたい。

松 浪 健 太君(維新)

・諸外国では、無令状捜索が認められており、通信傍受については司法傍受が広範に認められ、行政傍受も多くの国で行えるようであるが、そうした諸外国の状況を見たときに、日本の捜査手法の在り方について、どのように考えているか、安倍内閣総理大臣に伺いたい。

(ここまで内閣総理大臣出席)

諸 猛君(民進)

- ・本日、委員会の議決で、要求していない法務省刑事局 長が政府参考人として出席しているが、去る2月23 日の予算委員会第三分科会での私の質疑の際、政府参 考人の有無にかかわらず答弁すると法務大臣は答弁を しており、私が法務大臣に答弁を求めたら答弁をして もらえるのか、伺いたい。
- ・本法案は、過去の共謀罪で問題となったところを改善 したものとの理解でよいのか、国民の不安や懸念が残 ったままなら、本法案は撤回するということでよいの か、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・過去の共謀罪では、「組織的犯罪集団」の概念は明文化 されておらず解釈によるものであったが、本法案では、 条文で明文化しただけで、内容は従来のものと変わっ ていないという理解でよいのか、法務大臣の見解を伺 いたい。

宮 崎 政 久君(自民)

- ・テロ等の国際的な組織犯罪について、我が国における 現状をどのように認識しているのか、法務大臣に伺い たい。また、国際組織犯罪防止条約の締結が、テロ等 の組織犯罪・治安対策にどのような意味を持つのか、 法務大臣の見解を伺いたい。
- ・テロ等準備罪とかつての共謀罪はどこがどのように違 うのか、法務副大臣に伺いたい。
- ・テロ等準備罪の条文について、「団体」ではなく「組織 的犯罪集団」と、「共謀」ではなく「計画」という文言 を用いた趣旨を伺いたい。
- ・テロ等準備罪は既遂を処罰するという刑法の基本原則 に反するものであるという懸念が示されている点につ いて、現行の法体系においても共謀罪、陰謀罪及び予 備罪があることを踏まえて、法務省の見解を伺いたい。

國 重 徹君(公明)

- ・著作権法違反を対象としたテロ等準備罪の場合、著作物が特定されなければ、計画に具体性がないことから、 テロ等準備罪には当たらないことになるのか、法務省の見解を伺いたい。
- ・テロ等準備罪の訴因、被疑事実等については、被告人 の防御権の保証の観点から、計画が行われた日時、場 所等が特定されている必要があると考えるが、法務省 の見解を伺いたい。
- ・「その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為」 は、例示されている「資金又は物品の手配、関係場所 の下見」に準ずる行為と解してよいか、法務省の見解 を伺いたい。
- ・計画後、ある計画者が実行準備行為の前に翻意して、 その旨を他の計画者に伝えた場合、いわゆる計画の離 脱が認められ、当該者にはテロ等準備罪が成立しない のか、また、計画の離脱が認められるのは、どのよう な場合なのか、法務省の見解を伺いたい。

枝 野 幸 男君(民進)

- ・国会の審議の在り方について、政府答弁は、官僚に委ねず、政府が行うべきとの趣旨で副大臣や大臣政務官を増やしたにもかかわらず、本日の当委員会において、質疑者からの出頭要求がないにもかかわらず、政府参考人として法務省刑事局長を出席させ、答弁させていることについての法務大臣の見解を伺いたい。
- ・本法案第6条の2における「共同の目的」の意味及び 「共同の目的」は組織的犯罪集団の唯一の目的又は主 たる目的である必要があるのか、法務省に伺いたい。
- ・団体の維持のためには金銭が必要であることから、経済的利益を得る目的があるとして、政治的、宗教的な

- 主義主張を暴力的手段で通そうとするテロリズム集団 も経済的利益を得る目的があると認定してしまうと、 国際組織犯罪防止条約第2条(a)で金銭的利益その 他の物質的利益を得ることに目的を限定している意味 がどこにあるのか、外務副大臣に伺いたい。
- ・ある団体が別表第四に掲げられている犯罪の遂行を計画した場合に、その団体の結合関係の基礎にその犯罪の実行があると認定されてしまうのであれば、別表第三の目的犯罪と別表第四の対象犯罪を別個に定める必要はないと思うが、法務省の見解を伺いたい。
- ・音楽教室での楽曲の演奏について、JASRACの主 張によると音楽教室は著作権を侵害していることにな り、著作権法が別表第三及び第四に掲げられているこ とから、音楽教室は組織的犯罪集団に該当することと なるのか伺いたい。

井 出 庸 生君(民進)

- ・この法案の魂は何なのか、法務大臣に伺いたい。
- ・基本的な事項については、法務大臣が答弁を行う努力 をする必要があると考えるが、法務大臣の見解を伺い たい。
- ・一般的に計画と実行準備行為がある一揆は、テロ等準 備罪の対象に当たるのではないか、法務省の見解を伺 いたい。
- ・組織的犯罪集団と関わりのない一般の方々とそうでない者との区別は難しいため、「一般の方々」との言葉を軽々に用いるべきでないと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

逢 坂 誠 二君(民進)

- ・本日の委員会の冒頭、与野党の合意のないまま、質疑者の答弁要求がない政府参考人の出席を強行的に起立 採決で諮ったが、このようなケースはこれまでの国会 運営で行われたことがあるのか。
- ・組織犯罪処罰法案第6条の2の「テロリズム集団」 は、組織的犯罪集団の例示につき、定義はないとのこ とだが、当該文言を削除又は暴力団に置き換えた場合、 対象犯罪や量刑に違いはあるのか、伺いたい。
- ・テロ等準備罪の嫌疑が生じた後に、捜査機関が当該団体について捜査を開始するとのことだが、実行準備行為があった場合など、いずれの段階で嫌疑が生じることになると考えているのか、伺いたい。
- ・テロ等準備罪の嫌疑が生じて初めて捜査機関が団体が 組織的犯罪集団であるかどうかについての捜査を開始 するのであれば、一般の団体が捜査の対象になる可能 性は否定できないと考えるが、法務大臣の見解を伺い たい。

藤野保史君(共産)

- ・岐阜県警大垣署による市民監視事件について、風力発電 施設建設を計画していたシーテック社と大垣署の間で 行われた風力発電の勉強会を行った市民についての情 報交換は、警察法が警察の責務の遂行に当たって求めて いる「不偏不党且つ公正中立」に反するのではないか。
- ・原子力規制員会が委員会の開催に当たって、所轄警察署 長に対し、警察官の派遣要請を行っていることを確認し たい。
- ・テロ等準備罪は、実行準備行為がない段階や「行為の目的」も捜査の対象となることから、警察が捜査権限を濫用するおそれがあると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

松 浪 健 太君(維新)

- ・日本では認められていない行政傍受について、諸外国 の状況を見ると、広く認められているところが多いよ うであるが、行政傍受の定義について、警察庁に伺い たい。
- ・本法案が成立した場合、日本が国際組織犯罪防止条約 を締結することで、各国の捜査機関と情報共有などの 連携が進むと考えているか、警察庁に伺いたい。
- ・テロ等準備罪については、国民の不安感を取り除くためにも、取調べの際の録音・録画を義務付ける必要があると考えているが、仮に取調べの録音・録画が義務付けられた場合に、取調べの録音・録画の対象となる事件数は急増すると考えているか、法務省に伺いたい。